

令和6年4月1日現在

災害復旧・復興に関する主な制度の概要

(市町村予算に関連するもの)

大分県総務部市町村振興課 財政班

災害復旧・復興に関する主な制度の概要

○ 生活面の支援

災害救助法の適用	1
被災者生活再建支援法の適用	1
大分県災害被災者住宅再建支援制度	2
災害弔慰金	2
大分県災害弔慰金	3
生活福祉資金 (災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)	3
生活福祉資金 (住宅の増改築、補修等)	4
大分県災害救助費補助金	4
災害障害見舞金	5
大分県災害障害見舞金	5
災害援護資金	6
小・中学生の就学援助措置	6
特別支援学級への就学奨励	7
私立高等学校等就学支援事業	7
感染症予防対策事業	7

○ 事業者への支援

特定災害対策緊急資金	8
天災資金	9
農業者への再建支援	9
災害時小規模事業者持続化支援事業	9

○ 災害復旧

災害復旧事業	10
【別紙】主な災害復旧事業等に係る 財源措置スキーム	11 ~ 12
激甚災害の指定(指定基準)	13
激甚災害の指定 (特別財政援助額等の適用)	14
災害復旧事業債	15
災害による特例債	16
普通交付税の繰上交付	17
市町村税の減免	17
特別交付税措置	18

○ 災害廃棄物処理

災害廃棄物の処理	19
海岸への漂着物等の処理	19
廃棄物処理施設の災害復旧	20

○生活面の支援

制度の名称	災害救助法の適用	
制度の種類	給付	
制度の内容	目的	災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。
	種類	[1]避難所、応急仮設住宅の供与 [2]食品、飲料水の供給 [3]被服、寝具等の給与 [4]医療、助産 [5]被災者の救出 [6]住宅の応急修理 [7]学用品の給与 [8]埋葬 [9]死体の捜索及び処理 [10]住居又はその周辺の土石等の障害物の除去
	適用	災害救助法施行令第1条に該当する被害が発生した市町村
経費負担	国1/2以上、県1/2以下(災害の規模により異なる)	
大分県担当部署	福祉保健企画課 地域福祉班 TEL 097-506-2620	

制度の名称	被災者生活再建支援法の適用																																						
制度の種類	給付																																						
制度の内容	目的	自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。																																					
	適用	以下のいずれかに該当する自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅「全壊」被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅「全壊」が発生した都道府県 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅「全壊」被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る) ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅「全壊」被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る) ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅「全壊」被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る) 2世帯以上の住宅「全壊」被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)																																					
	内容	○支給額は、下記の2つの支援金の合計額(単身世帯は3/4を乗じたもの) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th>合計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊 解体 長期避難</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊</td> <td rowspan="3">-</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>		基礎支援金	加算支援金		合計額	全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円	中規模半壊	-	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃借(公営住宅を除く)	25万円
	基礎支援金	加算支援金		合計額																																			
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																			
		補修	100万円	200万円																																			
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円																																			
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																			
		補修	100万円	150万円																																			
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円																																			
中規模半壊	-	建設・購入	100万円	100万円																																			
		補修	50万円	50万円																																			
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円																																			
申請窓口	各市町村																																						
大分県担当部署	防災局防災対策企画課 防災企画班 TEL 097-506-3067																																						

制度の名称	大分県災害被災者住宅再建支援制度				
制度の種類	給付				
制度の内容	目的	①被災住民の早期生活再建支援、②地域コミュニティの崩壊防止			
	適用	県内で、自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等)により、住宅が全壊、半壊、床上浸水の被害が発生した全ての世帯			
	内容	○支給額は、下記の2つの支援金の合計額(単身世帯は3/4を乗じたもの)			
		基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		合計額
	全壊 解体	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
	半壊	50万円	建設・購入	100万円	150万円
			補修	80万円	130万円
			賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
	床上浸水	5万円	—	—	5万円
	※被災者生活再建支援法による支援と併給する場合の支給金額(中規模半壊の被害を受けた世帯)				
	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		合計額	
	半壊	50万円	建設・購入	—	50万円
			補修	30万円	80万円
			賃借(公営住宅を除く)	25万円	75万円
申請窓口	各市町村				
経費負担	県1/2、市町村1/2				
留意事項	被災者生活再建支援法による支援を受ける者は支給対象にしない。 ※ただし、被災者生活再建支援法適用市町村内で中規模半壊の被害を受けた世帯は支給対象とする。				
大分県担当部署	防災局防災対策企画課 防災企画班 TEL 097-506-3067				

制度の名称	災害弔慰金			
制度の種類	給付			
制度の内容	内容	災害により死亡された方の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。 ・生計維持者が死亡した場合 : 500万円を超えない範囲内で支給 ・その他の者が死亡した場合 : 250万円を超えない範囲内で支給 ※対象災害…1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 等		
	対象者	・災害により死亡した者の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母) 上記いずれも存しない場合は兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)		
経費負担	国1/2、県1/4、市町村1/4			
大分県担当部署	福祉保健企画課 地域福祉班 TEL 097-506-2620			

制度の名称	大分県災害弔慰金	
制度の種類	給付	
制度の内容	内 容	災害により死亡された方の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。 ・生計維持者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内で支給 ・その他の者が死亡した場合：125万円を超えない範囲内で支給
	対象者	・災害により死亡した者の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母) 上記いずれも存しない場合は兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る)
経費負担	県1/2、市町村1/2	
留意事項	国の制度(災害弔慰金の支給等に関する法律)による支給を受ける者は対象としない	
大分県担当部署	福祉保健企画課 地域福祉班 TEL 097-506-2620	

制度の名称	生活福祉資金(災害を受けたことにより臨時に必要な経費)	
制度の種類	貸付	
制度の内容	内 容	災害を受けたことによる困窮からの自立更生するのに必要な経費 ・台風、火災、地震等によって災害を受けたことによる復旧に要する経費 ・最小限の家財道具の購入 ・主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等の復旧
	貸付 上限額	150万円以内
	据置 期間	6か月以内
	貸付 利率	・無利子(連帯保証人あり) ・年1.5%(連帯保証人なし)
	償還 期間	7年以内
	申込 窓口	市町村社会福祉協議会 ※大分県社会福祉協議会で審査、貸付決定
	その他	・官公署発行の被災(罹災)証明書が必要 ・災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる場合は対象外
	対象者	①低所得者世帯(市町村民税非課税又は均等割課税程度) ②障がい者世帯 ③高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者の属する世帯)
経費負担	国1/2、県1/2	
大分県担当部署	福祉保健企画課 地域福祉班 TEL 097-506-2620	

制度の名称	生活福祉資金(住宅の増改築、補修等)	
制度の種類	貸付	
制度の内容	内 容	住宅の補修、保全等のために必要な経費
	貸付 上限額	250万円以内
	据置 期間	6か月以内
	貸付 利率	・無利子(連帯保証人あり) ・年1.5%(連帯保証人なし)
	償還 期間	7年以内
	申込 窓口	市町村社会福祉協議会 ※大分県社会福祉協議会で審査、貸付決定
	その他	・官公署発行の被災(罹災)証明書が必要 ・総工事費の1/6以上の自己資金の確保が必要
対象者	①低所得者世帯(市町村民税非課税又は均等割課税程度) ②障がい者世帯 ③高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者の属する世帯)	
経費負担	国1/2、県1/2	
大分県担当部署	福祉保健企画課 地域福祉班 TEL 097-506-2620	

制度の名称	大分県災害救助費補助金	
制度の内容	目 的	避難の長期化が想定される被災者に、新たな住まいが見つかるまで(又は住家の応急修理が終わるまで)の当面の間の避難場所として、市町村が民間賃貸住宅を借り上げ提供する際の支援
	適 用	小災害に対する救助内規を適用した市町村
	内 容	災害救助法の応急仮設住宅(借上型仮設住宅)の供与に準じた支援 ※全壊は2年間以内、半壊、床上浸水は原則3ヵ月以内(最長6ヵ月以内)
	対象者	全壊及び半壊、床上浸水の住家被害を受けた被災者
経費負担	県1/2、市町村1/2	
大分県担当部署	福祉保健企画課 地域福祉班 TEL 097-506-2620	

制度の名称	災害障害見舞金	
制度の種類	給付	
制度の内容	内容	災害による負傷等により重度の障害を受けた方に対して、災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者の重度の障害 : 250万円を超えない範囲内で支給 ・その他の者の重度の障害 : 125万円を超えない範囲内で支給 ※対象災害…1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 等
	対象者	災害により以下のような重度の障害を受けた方が対象となる。 ①両眼が失明した人 ②咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目同程度以上と認められる人
経費負担	国1/2、県1/4、市町村1/4	
大分県担当部署	福祉保健企画課 地域福祉班 TEL 097-506-2620	

制度の名称	大分県災害障害見舞金	
制度の種類	給付	
制度の内容	内容	災害による負傷等により重度の障害を受けた方に対して、災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者の重度の障害 : 125万円を超えない範囲内で支給 ・その他の者の重度の障害 : 62.5万円を超えない範囲内で支給
	対象者	災害により以下のような重度の障害を受けた方が対象となる ①両眼が失明した人 ②咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目同程度以上と認められる人
経費負担	県1/2、市町村1/2	
留意事項	国の制度(災害弔慰金の支給等に関する法律)による支給を受ける者は対象としない	
大分県担当部署	福祉保健企画課 地域福祉班 TEL 097-506-2620	

制度の名称	災害援護資金		
制度の種類	貸付		
制度の内容	目的	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法適用の災害等により被災した世帯主に対し、生活の立て直しに資する資金を貸し付ける。	
	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
		ア 当該負傷のみ	150万円
		イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
		ウ 住居の半壊	270万円
		エ 住居の全壊	350万円
②世帯主に1か月以上の負傷がない場合			
ア 家財の3分の1以上の損害		150万円	
イ 住居の半壊		170万円	
ウ 住居の全壊(エの場合を除く)		250万円	
エ 住居全体の滅失または流失		350万円	
貸付利率	年3%以内(据置き期間中は無利子)※利率は各市町村が条例で定める		
償還期間	10年(据置き期間3年を含む)		
対象者	○下記のとおり所得制限がある。		
	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	
	1人	220万円	
	2人	430万円	
	3人	620万円	
	4人	730万円	
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	
但し、その世帯の住居が滅失した場合は1,270万円			
経費負担	国2/3、県1/3 ※国、県からの財源は無利子貸付		
大分県担当部署	福祉保健企画課 地域福祉班 TEL 097-506-2620		

制度の名称	小・中学生の就学援助措置	
制度の種類	教育支援	
制度の内容	目的	被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助する。
	対象者	被災により、経済的に就学困難となった児童生徒の保護者で、かつ、市町村又は都道府県が実施する通常の就学援助事業の認定基準を満たす者。
経費負担	東日本大震災:国10/10、その他大規模災害:国2/3、市町村1/3	
大分県担当部署	教育庁教育財務課 就学支援班 TEL 097-506-5454	

制度の名称	特別支援学級への就学奨励	
制度の種類	教育支援	
制度の内容	目的	被災により、特別支援学級等への就学支援が必要となった児童、生徒の保護者を対象に通学費、学用品等購入費等を援助する。
	対象者	被災により、特別支援教育就学奨励事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
経費負担	東日本大震災：国10／10、その他大規模災害：国2／3、市町村1／3	
大分県担当部署	教育庁教育財務課 就学支援班 TEL 097-506-5454	

制度の名称	私立高等学校等就学支援事業	
制度の種類	教育支援	
制度の内容	目的	保護者が天災その他不慮の災害等により家計困難となった私立高校の生徒を対象に、授業料負担の軽減を図る。
	対象者	生徒の保護者が天災その他不慮の災害等により家計困難となり、当該年度の世帯年収が約590万円未満の経済状況にある生徒。
経費負担	国10／10	
大分県担当部署	学事・私学振興課 私学助成班 TEL 097-506-3077	

制度の名称	感染症予防対策事業	
制度の種類	負担金	
制度の内容	目的	感染症の発生を予防し、又はまん延を防止する。
	対象	県が市町村に感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所の消毒を指示した場合は、消毒経費について助成する。
経費負担	通常：国1／3、県1／3、市町村1／3 激甚災害：国2／3、県1／3	
大分県担当部署	健康政策・感染症対策課 感染症対策班 TEL 097-506-2665	

○事業者への支援

制度の名称	特定災害対策緊急資金		
制度の種類	貸付		
制度の内容	目的	知事が指定する災害において、運転資金等の低利融資に対応するため、市町村長の被災証明を受けた被災農林漁業者等に対して県及び市町村で利子補給を行う。	
	農業近代化資金	目的	農業被害施設の復旧、長期運転資金
		貸付限度額	個人(復旧18,000千円、長期運転資金6,000千円) 法人(復旧200,000千円、長期運転資金20,000千円～25,000千円)
		償還期間	復旧(7～15年以内)、長期運転資金(4～7年以内)
		貸付金利	国の通知による
		利子補給割合	県 貸付金利の1/2、市町村 同 1/2 ※最大2%、7年間
		備考	要保証料 0.40%
	漁業近代化資金	目的	漁業被害施設の復旧、長期運転資金
		貸付限度額	20t以上漁船 360,000千円、水産養殖業者 180,000千円 長期運転資金 個人(6,000千円)、法人(20,000千円～25,000千円)
		償還期間	復旧(5～15年以内)、長期運転資金(5年以内)
		貸付金利	国の通知による
		利子補給割合	県 貸付金利の1/2、市町村 同 1/2 ※最大2%、7年間
		備考	要保証料 0.54%
	農林漁業施設資金	目的	果樹栽培施設等の復旧、長期運転資金
		貸付限度額	3,000千円(特認6,000千円)
		償還期間	復旧(15年以内)、果樹の改植・補植(25年以内)
貸付金利		国の通知による	
利子補給割合		県 貸付金利の1/2、市町村 同 1/2 ※最大2%、7年間	
備考		要担保・保証人	
農林漁業セーフティネット資金	目的	長期運転資金	
	貸付限度額	6,000千円(特認:年間経費の6/12又は粗収入の6/12のいずれか低い額)	
	償還期間	15年以内	
	貸付金利	国の通知による	
	利子補給割合	県 貸付金利の1/2、市町村 同 1/2 ※最大2%、7年間	
	備考	—	
大分県担当部署	団体指導・金融課 管理・金融班 TEL 097-506-3610		

制度の名称	天災資金	
制度の種類	貸付	
制度の内容	目的	天災融資法に基づき、天災により被害を受けた農林漁業者等に対し、その再生産に必要な低利の経営資金等を融通することにより、その経営の安定を図る
	対象	経営資金、果樹の改植、捕植、家畜の購入、養殖に必要な資金、漁船の建造及び取得
	貸付限度額	個人(2,000千円～50,000千円)、法人(20,000千円～50,000千円)
	償還期間	3～6年以内(激甚指定 4～7年)
	貸付金利	国の通知による
	利子補給割合	貸付金利により別途定める
大分県担当部署	団体指導・金融課 管理・金融班 TEL 097-506-3610	

制度の名称	農業者への再建支援	
制度の種類	相談体制、金融支援など	
①相談窓口の設置	○事業継続を支援するための相談窓口を各振興局に設置	
②金融支援、支援制度等	○農業信用基金協会、漁業信用基金協会保証料の軽減対策 県が指定した災害に係る保証料を免除・軽減 軽減分の負担割合 県1/2、市町村1/2	
	大分県担当部署: 団体指導・金融課 管理・金融班 TEL 097-506-3610	

制度の名称	災害時小規模事業者持続化支援事業	
制度の種類	補助金	
制度の内容	目的	台風や豪雨等による大規模災害で被災した小規模事業者の復旧・復興を後押しするため、復旧に要する経費に対し助成する
	内容	補助対象者: ①災害救助法適用市町村に所在する小規模事業者(事前適用を除く) ②災害救助法適用基準(住家滅失世帯)の1/2以上となる市町村に所在する小規模事業者 補助率: 2/3 (県: 1/2・市: 1/6) ※事業者の自己資金は1/3 補助限度額: ①2,000千円 (県1,500千円、市町村500千円) ②1,000千円 (県750千円、市町村250千円) ※②単独では実施しない
大分県担当課	商工観光労働企画課 商工団体班 TEL097-506-3218	

○災害復旧

制度の名称	災害復旧事業	
制度の種類	災害復旧	
制度の内容	種 類	<p>概要については、※別紙のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防、設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園、水道 ○公立学校施設災害復旧事業 ○農林水産業施設災害復旧事業 農地・農業用施設、林地荒廃防止施設、林道、共同利用施設など ○公立社会教育施設復旧事業 ○私立学校施設復旧事業 ○その他災害復旧事業 上水道、簡易水道などの公営企業等 ○文化財復旧事業 国指定文化財、県指定文化財
経費負担	※別紙のとおり	
大分県担当部署	※別紙のとおり	

主な災害復旧事業等に係る財源措置スキーム

区分	大分県担当者			国庫負担・補助等		地方債	普通交付税	特別交付税(5年度)
				一般災害の場合	激甚災害の場合			
公共土木施設	項目	担当部署	連絡先	<p>○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 対象： 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止対策、道路、港湾、漁港、下水道、公園、水道</p> <p>○国庫負担率 6/10~8/10程度 ※災害復旧費の標準税収入に対する割合に応じて段階的に適用</p>	<p>○指定基準 (1)本激 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入×0.5% (2)局激 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×50% など</p> <p>○国庫負担率 7/10~9/10程度 ※対象となる事業に係る地方負担額の標準税収入に対する割合に応じて段階的に上乗せ</p>	地方負担額の100%	地方債元利償還金の95%	<p>○現年災(災害復旧) ・国庫補助を伴う災害対策事業費の合算額×0.02</p> <p>○現年災(応急対応) ・次の単価を乗じて得た額の合算額 -り災世帯数×23,500円 -全壊家屋戸数×171,900円 -半壊家屋戸数×86,100円 -浸水家屋戸数(床上×4,900円、床下×2,700円) -農作物被害面積(ha)×6,800円 (被害面積30%超は9,600円) -死者及び行方不明者数×875,000円 -障害者数×437,500円 -災害救助費×0.4(地方負担額が上限)※救助実施市のみ</p> <p>○災害応援 被災地域の応援等に要する経費×0.8</p> <p>○職員派遣(中長期) ・災害復旧等に従事させるため職員の派遣を受けた市町村について、 当該受入れに要する経費×0.8</p> <p>○職員採用(災害復旧等) ・災害復旧等に従事させるため職員を採用した市町村について、 当該職員に要する経費×0.8</p> <p>○現年災(その他) ・現年災(災害復旧)×0.5 + 現年災(応急対応)×0.2</p> <p>○活動火山対策 ・次の算式により算定した額 (A×0.8)+(B×0.8)+(C×0.5) A 国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額 B 防災宮農施設整備事業のため一般財源を充当した額 C 当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額</p>
	林地荒廃防止施設	森林保全課 治山班	097-506-3866					
	漁港	漁港漁村整備課 企画調査班	097-506-3977					
	港湾	港湾課 防災・海岸班	097-506-4615					
	公園	公園・生活排水課 都市公園整備班	097-506-4664					
	上記以外	河川課 防災班	097-506-4596					
公立学校	担当部署	連絡先	<p>○公立学校施設災害復旧費国庫負担法</p> <p>○国庫負担率 2/3</p>					
	教育財務課 施設管理班	097-506-5455						
農林水産業施設	項目	担当部署	連絡先	<p>○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律</p> <p>○農地 国庫補助率 5/10程度 ※被害農業者当たりの災害復旧費に応じて段階的に適用</p> <p>○農業用施設 国庫補助率 6.5/10程度 ※被害農業者当たりの災害復旧費に応じて段階的に適用</p> <p>○林地荒廃防止施設 国庫補助率 6.5/10</p> <p>○林道 国庫補助率 5/10又は6.5/10程度 ※利用区域面積に応じて適用</p> <p>○漁業用施設 国庫補助率 6.5/10程度</p> <p>○共同利用施設 国庫補助率 2/10</p>	<p>○指定基準 (1)本激 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額×0.5% (2)局激 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10% など</p> <p>○農地 国庫補助率 8/10程度 ※被害農業者当たりの災害復旧費に応じて段階的に上乗せ</p> <p>○農業用施設 国庫補助率 9/10程度 ※被害農業者当たりの災害復旧費に応じて段階的に上乗せ</p> <p>○林道 国庫補助率 9/10程度 ※被害延長1m当たりの災害復旧費に応じて段階的に上乗せ</p> <p>○共同利用施設 3/10~9/10</p>	地方負担額の90%	地方債元利償還金の95%	<p>○職員採用(災害復旧等) ・災害復旧等に従事させるため職員を採用した市町村について、 当該職員に要する経費×0.8</p> <p>○現年災(その他) ・現年災(災害復旧)×0.5 + 現年災(応急対応)×0.2</p> <p>○活動火山対策 ・次の算式により算定した額 (A×0.8)+(B×0.8)+(C×0.5) A 国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額 B 防災宮農施設整備事業のため一般財源を充当した額 C 当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額</p>
	農地	農地・農村整備課 防災班	097-506-3725					
	農業用施設	農地・農村整備課 防災班	097-506-3725					
	林地荒廃防止施設	森林保全課 治山班	097-506-3866					
	林道	林務管理課 林道班	097-506-3828					
	漁業用施設	水産復興課 漁場整備班	097-506-3957					
教公立施設社会	担当部署	連絡先	<p>○国庫補助なし</p> <p>○補助率 2/3 ※公共土木施設災害復旧事業の本激が適用される場合であって、1施設当たりの復旧事業費が60万円以上のもの</p>	地方負担額の100%	地方債元利償還金の47.5~85.5%			
	社会教育課 管理予算班	097-506-5524						
	体育保健課 管理予算班	097-506-5649						
私立学校	担当部署	連絡先	<p>○国庫補助なし</p> <p>○補助率 1/2 ※公共土木施設災害復旧事業の本激が適用される場合であって、児童等1人当たり復旧工費が750円以上かつ幼稚園60万円以上、小中学校150万円以上、高等学校210万円以上の私立学校施設</p>					
	(幼稚園)子ども未来課 幼児教育・保育班	097-506-2709						
	(小中高) 学事・私学振興課 私学助成班	097-506-3077						

(別紙)

区分	大分県担当者	国庫負担・補助等		地方債	普通交付税	特別交付税(5年度)
		一般災害の場合	激甚災害の場合			
上水道		※「公共土木施設」に該当				
簡易水道		※「公共土木施設」に該当				
民営水道	担当部署	○国庫補助なし		○国庫補助なし ○県補助率:補助対象経費から市町村補助額を控除した額の1/2以内 ・ただし、民営水道施設の災害復旧に補助可能な制度をもつ市町村内において実施する事業であり、市町村の補助率が1/3以上のものに限る ・補助金額の上限は1事業体あたり4,000千円または市町村補助額のいずれか低い額とする		
	連絡先					
	環境保全課 水環境班	097-506-3116				
災害 処理 廃棄物	担当部署	○国庫補助率 1/2		1.過去の特別立法(34年災) 2/3 2.新潟地震(S39)、十勝沖地震 1/2	災害対策費として 地方負担の100% (特別交付税措置残) ※歳入欠かん債発行 可能団体の場合	1.国庫補助金に係る地方負担額 × 0.8に特別 交付税措置 2.特別交付税措置残分について、災害対策債を発行 した場合、元利償還金の57%を特別交付税措置
	連絡先					
	循環社会推進課 資源化推進班	097-506-3125				
文化財	担当部署	国指定文化財				文化財の災害復旧に要する経費 × 0.8
	連絡先					
	文化課 教育文化班	097-506-5494				
		<p>○国庫補助率:70%~85%(通常の補助率に20%加算)</p> <p>・ただし、国が災害復旧事業として採択した以下の事業に限る</p> <p>重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業</p> <p>登録有形文化財建造物修理事業</p> <p>歴史活き活き!史跡等総合活用整備事業</p> <p>文化的景観保護推進事業</p> <p>重要伝統的建造物群保存地区保存事業</p> <p>重要有形民俗文化財修理・防災事業</p> <p>重要文化財等防災施設整備事業</p> <p>○県補助率:国庫補助対象経費の8%以内</p> <p>・ただし、市町村が実施する事業にあつては県費補助金額が500,000円以上となる事業に限る</p> <p>県指定文化財</p> <p>○県補助率:事業費の1/2以内</p> <p>・ただし、市町村が実施する事業にあつては事業費が1,000,000円以上となる事業に限る</p>				

制度の名称	激甚災害の指定(指定基準)																										
制度の種類	災害復旧																										
目的	国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置が必要と認められる災害が発生した場合に政府が「激甚災害」として指定																										
指定基準 (本激)	◎主な激甚災害の指定基準(本激:災害対象区域が全国)																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>指 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公共土木施設</td> <td>A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入×0.5%</td> </tr> <tr> <td>B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入×0.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かつ (1)一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入×25%の県が1以上 又は (2)県内市町村の査定見込総額 > 県内市町村の標準税収入×5%の県が1以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農地・農業用施設</td> <td>A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額×0.5%</td> </tr> <tr> <td>B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額×0.15%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かつ (1)一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額×4%の県が1以上 又は (2)一の都道府県の査定見込額 > 10億円の県が1以上</td> </tr> <tr> <td>農林水産業 共同利用施設</td> <td>※農地・農業用施設が本激指定の場合などに適用</td> </tr> <tr> <td>中小企業信用保険 法による災害関係 保証の特例</td> <td>A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.2%</td> </tr> <tr> <td>小規模企業者等設備 導入資金助成法による 貸付金の償還期間等 の特例</td> <td>B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1)一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業 所得推定額×2%.....の県が1以上 又は (2)一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400億円以上の県が1以上</td> </tr> <tr> <td>公立社会教育施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>私立学校施設</td> <td>※公共土木施設が本激指定の場合に適用</td> </tr> <tr> <td>感染症予防事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小災害償元利償還金 の基準財政需要額算 入</td> <td>※公共土木施設、農地・農業用施設が本激指定の場合に適用</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	指 定 基 準	公共土木施設	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入×0.5%	B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入×0.2%		かつ (1)一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入×25%の県が1以上 又は (2)県内市町村の査定見込総額 > 県内市町村の標準税収入×5%の県が1以上	農地・農業用施設	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額×0.5%	B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額×0.15%		かつ (1)一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額×4%の県が1以上 又は (2)一の都道府県の査定見込額 > 10億円の県が1以上	農林水産業 共同利用施設	※農地・農業用施設が本激指定の場合などに適用	中小企業信用保険 法による災害関係 保証の特例	A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.2%	小規模企業者等設備 導入資金助成法による 貸付金の償還期間等 の特例	B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1)一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業 所得推定額×2%.....の県が1以上 又は (2)一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400億円以上の県が1以上	公立社会教育施設		私立学校施設	※公共土木施設が本激指定の場合に適用	感染症予防事業		小災害償元利償還金 の基準財政需要額算 入	※公共土木施設、農地・農業用施設が本激指定の場合に適用
	区 分	指 定 基 準																									
	公共土木施設	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入×0.5%																									
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入×0.2%																									
		かつ (1)一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入×25%の県が1以上 又は (2)県内市町村の査定見込総額 > 県内市町村の標準税収入×5%の県が1以上																									
	農地・農業用施設	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額×0.5%																									
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額×0.15%																									
		かつ (1)一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額×4%の県が1以上 又は (2)一の都道府県の査定見込額 > 10億円の県が1以上																									
	農林水産業 共同利用施設	※農地・農業用施設が本激指定の場合などに適用																									
中小企業信用保険 法による災害関係 保証の特例	A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.2%																										
小規模企業者等設備 導入資金助成法による 貸付金の償還期間等 の特例	B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1)一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業 所得推定額×2%.....の県が1以上 又は (2)一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400億円以上の県が1以上																										
公立社会教育施設																											
私立学校施設	※公共土木施設が本激指定の場合に適用																										
感染症予防事業																											
小災害償元利償還金 の基準財政需要額算 入	※公共土木施設、農地・農業用施設が本激指定の場合に適用																										
指定基準 (局激)	◎主な激甚災害の指定基準(局激:市町村単位で指定)																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>指 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">公共土木施設</td> <td>◎次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費の査定事業額 > 当該市町村 の標準税収入×50% ②当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ当該市町村が負担する公共 施設災害復旧事業費の査定事業額が2億5,000千円を超える市町村 ※当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費の査定事業額 > 当該市町村 の標準税収入×20% ③当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ100億円以下の市町村 ※当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費の査定事業額 > 当該市町村 の標準税収入×20%+(当該市町村の標準税収入-50億円)×60% ④公共施設災害復旧事業費の査定見込額からみて、明らかに①～③に該当する場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農地・農業用施設</td> <td>◎次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得 推定額×10% ②農地等災害復旧事業費からみて、明らかに①に該当する場合</td> </tr> <tr> <td>農林水産業 共同利用施設</td> <td>※農地・農業用施設が局激指定の場合などに適用</td> </tr> <tr> <td>中小企業信用保険 法による災害関係 保証の特例など</td> <td>A 中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額×10%</td> </tr> <tr> <td>小災害償元利償還金 の基準財政需要額算 入</td> <td>※公共土木施設、農地・農業用施設が局激指定の場合に適用</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	指 定 基 準	公共土木施設	◎次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費の査定事業額 > 当該市町村 の標準税収入×50% ②当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ当該市町村が負担する公共 施設災害復旧事業費の査定事業額が2億5,000千円を超える市町村 ※当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費の査定事業額 > 当該市町村 の標準税収入×20% ③当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ100億円以下の市町村 ※当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費の査定事業額 > 当該市町村 の標準税収入×20%+(当該市町村の標準税収入-50億円)×60% ④公共施設災害復旧事業費の査定見込額からみて、明らかに①～③に該当する場合	農地・農業用施設	◎次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得 推定額×10% ②農地等災害復旧事業費からみて、明らかに①に該当する場合	農林水産業 共同利用施設	※農地・農業用施設が局激指定の場合などに適用	中小企業信用保険 法による災害関係 保証の特例など	A 中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額×10%	小災害償元利償還金 の基準財政需要額算 入	※公共土木施設、農地・農業用施設が局激指定の場合に適用														
	区 分	指 定 基 準																									
	公共土木施設	◎次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費の査定事業額 > 当該市町村 の標準税収入×50% ②当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ当該市町村が負担する公共 施設災害復旧事業費の査定事業額が2億5,000千円を超える市町村 ※当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費の査定事業額 > 当該市町村 の標準税収入×20% ③当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ100億円以下の市町村 ※当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費の査定事業額 > 当該市町村 の標準税収入×20%+(当該市町村の標準税収入-50億円)×60% ④公共施設災害復旧事業費の査定見込額からみて、明らかに①～③に該当する場合																									
		農地・農業用施設	◎次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得 推定額×10% ②農地等災害復旧事業費からみて、明らかに①に該当する場合																								
			農林水産業 共同利用施設	※農地・農業用施設が局激指定の場合などに適用																							
		中小企業信用保険 法による災害関係 保証の特例など	A 中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額×10%																								
小災害償元利償還金 の基準財政需要額算 入	※公共土木施設、農地・農業用施設が局激指定の場合に適用																										
大分県担当部署	防災局防災対策企画課 防災企画班 TEL 097-506-3067																										

制度の名称	激甚災害の指定(特別財政援助額等の適用)															
制度の種類	災害復旧															
制度の内容	激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体の全てが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体に限って特別財政援助額等が適用される。 ※公共土木施設 → 特定地方公共団体(激甚法第3条第1項) 農地・農業用施設 → 適用対象市町村(激甚法第5条第1項)															
公共土木施設等	適用条件	その年の激甚災害に係る公共土木施設災害復旧事業など下記の事業毎の地方負担額/その年度の標準税収入 > 5/100 ◎算定にあたって合算される災害復旧等事業 ①公共土木施設(関連を含む) ②公立学校施設 ③公営住宅 ④保護施設 ⑤児童福祉施設 ⑥老人福祉施設 ⑦身体障害者社会参加支援施設 ⑧障害者支援施設 ⑨婦人保護施設 ⑩感染症指定医療機関 ⑪感染症予防事業 ⑫堆積土砂排除事業 ⑬湛水排除事業														
	算定方法	◎地方負担額が標準税収入に占める割合に応じた国庫補助額を合算した金額 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th>地方負担額/標準税収入の比率</th> <th>補助率</th> </tr> <tr> <td>5/100～10/100までの部分</td> <td>60/100</td> </tr> <tr> <td>10/100～100/100までの部分</td> <td>70/100</td> </tr> <tr> <td>100/100～200/100までの部分</td> <td>75/100</td> </tr> <tr> <td>200/100～400/100までの部分</td> <td>80/100</td> </tr> <tr> <td>400/100～</td> <td>90/100</td> </tr> </table>				地方負担額/標準税収入の比率	補助率	5/100～10/100までの部分	60/100	10/100～100/100までの部分	70/100	100/100～200/100までの部分	75/100	200/100～400/100までの部分	80/100	400/100～
地方負担額/標準税収入の比率	補助率															
5/100～10/100までの部分	60/100															
10/100～100/100までの部分	70/100															
100/100～200/100までの部分	75/100															
200/100～400/100までの部分	80/100															
400/100～	90/100															
農地・農業用施設	適用条件	(農地・農業用施設の災害復旧事業費－通常の国庫補助額)/被害農業者数 > 2万円														
	算定方法	◎上記による関係農家1戸あたり負担額の下記区分に応じた国庫補助額を合算した金額 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>1万円～2万円</td> <td>2万円～6万円</td> <td>6万円～</td> </tr> <tr> <td>7/10</td> <td>8/10</td> <td>9/10</td> </tr> </table>				1万円～2万円	2万円～6万円	6万円～	7/10	8/10	9/10					
1万円～2万円	2万円～6万円	6万円～														
7/10	8/10	9/10														
林道	適用条件	林道の災害復旧事業費－通常の国庫補助額/被害林道の総延長 > 180円														
	算定方法	◎上記による被害延長1mあたり負担額の区分に応じた国庫補助額を合算した金額 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>110円～200円</td> <td>200円～500円</td> <td>500円～</td> </tr> <tr> <td>7/10</td> <td>8/10</td> <td>9/10</td> </tr> </table>				110円～200円	200円～500円	500円～	7/10	8/10	9/10					
110円～200円	200円～500円	500円～														
7/10	8/10	9/10														
適用措置の概要	◎主な災害復旧における国庫補助・負担率の嵩上げ等について															
	区 分	災害復旧事業に係る国庫補助・負担率	嵩上げ後の補助・負担率	区 分	災害復旧事業に係る国庫補助・負担率	嵩上げ後の補助・負担率										
公共土木施設	6/10～8/10程度	7/10～9/10程度	公立社会教育施設	-	2/3											
公立学校施設	2/3		私立学校施設	-	1/2											
公営住宅	1/2		農地・農業用施設	8/10程度	1～2割程度上乗せ											
上記④～⑩の施設(⑥を除く)	1/2		林道													
児童福祉施設	2/3		共同利用施設	2/10	3/10～9/10											
大分県担当部署	防災局防災対策企画課 防災企画班 TEL 097-506-3067															

○災害復旧

制度の名称	災害復旧事業	
制度の種類	災害復旧	
制度の内容	種 類	<p>概要については、※別紙のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防、設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園、水道 ○公立学校施設災害復旧事業 ○農林水産業施設災害復旧事業 農地・農業用施設、林地荒廃防止施設、林道、共同利用施設など ○公立社会教育施設復旧事業 ○私立学校施設復旧事業 ○その他災害復旧事業 ○文化財復旧事業 国指定文化財、県指定文化財
経費負担	※別紙のとおり	
大分県担当部署	※別紙のとおり	

制度の名称	災害による特例債										
制度の種類	災害復旧										
制度の内容	<p>(1) 歳入欠かん債、災害対策債 公共土木施設、公立学校施設及び農地、農業用施設、林道の激甚補助災害復旧事業費の合計額が標準税収入額を超える団体等</p> <p>○一件限度額 500万円(人口30万人以上の市) 300万円(人口10万人以上30万人未満の市) 150万円(人口5万人以上10万人未満の市) 80万円(その他の市町村)</p> <p>○対象範囲及び充当率 ・歳入欠かん債 : 普通税、使用料及び手数料、分担金及び負担金の減収額の100% ・災害対策費 : 国庫補助又は国庫負担金の交付を受けて実施する、水防対策、災害救助対策、伝染病予防対策等の地方負担額の100%</p> <p>○元利償還金の57%を特別交付税で措置</p> <p>(2) 公共土木等小災害復旧事業債 ①公共土木施設、公立学校施設及び農林水産施設の激甚補助災害復旧事業費の合計額が標準税収入額を超える団体で公共土木小災害債と公立学校施設小災害債の合計額が一件限度額を超える団体 又は ②激基地としての特定地方公共団体であって公共土木小災害債と公立学校施設小災害債がそれぞれ一件限度額を超える団体</p> <p>○一件限度額 400万円(人口30万人以上の市) 250万円(人口10万人以上30万人未満の市) 150万円(人口5万人以上10万人未満の市) 80万円(その他の市町村)</p> <p>○対象範囲 ・公共土木施設 1か所の工事費用が市町村分で30万円以上60万円未満 ・公立学校施設 1学校ごとの工事費用が市町村分で10万円を超え、40万円未満</p> <p>○充当率(100%) 交付税算入率(66.5%~95.0%)</p> <p>(3) 農地等小災害復旧事業債 農地、農業用施設、林道の激甚補助災害復旧事業費及び同小災害復旧事業費の合計額が800万円を超える市町村であって農地等小災害債の合計額が一件限度額を超える市町村</p> <p>○一件限度額 400万円(人口30万人以上の市) 250万円(人口10万人以上30万人未満の市) 150万円(人口5万人以上10万人未満の市) 80万円(その他の市町村)</p> <p>○対象範囲 : 1か所の工事費用が13万円以上40万円未満 ○事業主体 : 市町村、土地改良区や農協などの公共的団体 ○充当率 : 以下のとおり 交付税算入率(100%) ※一般被災地(激甚災害に指定されているが、下記に該当しない市町村) 被害激基地(激甚法第5条第1項の適用対象市町村)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">農地</td> <td>一般被災地</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>被害激基地</td> <td>74%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林施設</td> <td>一般被災地</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>被害激基地</td> <td>80%</td> </tr> </table> <p>○提出書類の簡素化 農地等小災害復旧事業債は、平成23年度から以下のとおり提出書類が簡素化された。 ・県に対する起債協議 : 起債計画書、起債協議等一覧表及び付表 ・財務事務所に対する資料 : 事業箇所一覧表、被災状況のわかる写真 ※資料徴求やヒアリングは、地方公共団体に過度な負担とならないよう十分配慮する</p>	農地	一般被災地	50%	被害激基地	74%	農林施設	一般被災地	65%	被害激基地	80%
農地	一般被災地		50%								
	被害激基地	74%									
農林施設	一般被災地	65%									
	被害激基地	80%									
大分県担当部署	市町村振興課 財政班 TEL 097-506-2415										

制度の名称	普通交付税の繰上交付	
制度の種類	災害復旧	
制度の内容	目的	地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、定例交付する普通交付税の一部を繰り上げて交付する。
	内容	<p>当該災害による公共施設被害額の合計額 * 0.8 / 当該市町村の基準財政需要額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10%を超え50%までの場合は、次期交付額の合算額の30% ・50%を超え70%までの場合は、次期交付額の合算額の50% ・70%を超える場合は次期交付額の合算額の70%を繰上交付するもの。 <p>但し、災害救助法が適用された市町村については、次期交付額の合算額の30%を繰上交付する。</p>
大分県担当部署	市町村振興課 財政班 TEL 097-506-2418	

制度の名称	市町村税の減免																																										
制度の種類	災害復旧																																										
制度の内容	目的	市町村の条例に基づき、被害者が納付すべき当該年度分の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、減免する。																																									
	内容	<p>(1)個人の市町村民税 (ア)災害により、次の事由に該当することになった者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>軽減又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡した場合</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった者(注1)</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>障害者となった場合</td> <td>9/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)その者の所有にかかる住宅又は家財につき災害等により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の3/10以上であるもので、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるもの(注2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">軽減又は免除の割合</th> </tr> <tr> <th>損害の程度が3/10以上5/10未満</th> <th>同 5/10以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下であるとき</td> <td>1/2</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>750万円以下であるとき</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>750万円を超えるとき</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)固定資産税 (ア)農地又は宅地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>軽減又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満であるとき</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満であるとき</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満であるとき</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)家屋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>軽減又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の6/10以上の価値を減じたとき</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳細については、各市町村税務担当課にお問い合わせください。 (注1)市町村によって、規定がない場合があります (注2)大分市は要件が異なります</p>	事由	軽減又は免除の割合	死亡した場合	10/10	生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった者(注1)	10/10	障害者となった場合	9/10	合計所得金額	軽減又は免除の割合		損害の程度が3/10以上5/10未満	同 5/10以上	500万円以下であるとき	1/2	10/10	750万円以下であるとき	1/4	1/2	750万円を超えるとき	1/8	1/4	損害の程度	軽減又は免除の割合	被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき	10/10	被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満であるとき	8/10	被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満であるとき	6/10	被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満であるとき	4/10	損害の程度	軽減又は免除の割合	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	10/10	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の6/10以上の価値を減じたとき	8/10	屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき	6/10	下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき
事由	軽減又は免除の割合																																										
死亡した場合	10/10																																										
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった者(注1)	10/10																																										
障害者となった場合	9/10																																										
合計所得金額	軽減又は免除の割合																																										
	損害の程度が3/10以上5/10未満	同 5/10以上																																									
500万円以下であるとき	1/2	10/10																																									
750万円以下であるとき	1/4	1/2																																									
750万円を超えるとき	1/8	1/4																																									
損害の程度	軽減又は免除の割合																																										
被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき	10/10																																										
被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満であるとき	8/10																																										
被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満であるとき	6/10																																										
被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満であるとき	4/10																																										
損害の程度	軽減又は免除の割合																																										
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	10/10																																										
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の6/10以上の価値を減じたとき	8/10																																										
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき	6/10																																										
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき	4/10																																										
大分県担当部署	市町村振興課 税政班 TEL 097-506-2420																																										

制度の名称	特別交付税措置	
制度の種類	災害復旧	
制度の内容	目的	交付税総額の100分の6に相当する額が特別交付税とされ、基本的に12月と3月に分けて配分される。
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ○現年災(災害復旧) <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助を伴う災害対策事業費の合算額 × 0.02 ○現年災(応急対応) <ul style="list-style-type: none"> ・次の単価(参考:R5年度算定単価)を乗じて得た額の合算額 <ul style="list-style-type: none"> ①り災世帯数 × 23,500円 ②全壊家屋戸数 × 174,600円 ③半壊家屋戸数 × 87,200円 ④浸水家屋戸数(床上 × 5,000円、床下 × 2,700円) ⑤農作物被害面積(ha) × 6,800円(被害面積30%超は9,600円) ⑥死者及び行方不明者数 × 875,000円 ⑦障害者数 × 437,500円 ⑧災害救助費 × 0.4 (地方負担額が上限)※救助実施市のみ ○災害応援 <ul style="list-style-type: none"> 被災地域の応援等に要する経費 × 0.8 ○職員派遣(中長期) <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧等に従事させるため職員の派遣を受けた市町村について、当該受入れに要する経費 × 0.8 ○職員採用(災害復旧等) <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧等に従事させるため職員を採用した市町村について、当該職員に要する経費 × 0.8 ○現年災(その他) <ul style="list-style-type: none"> ・現年災(災害復旧) × 0.5 + 現年災(応急対応) × 0.2 ○災害廃棄物等処理 <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助を伴う災害等廃棄物処理事業費の地方負担額 × 0.8 ○活動火山対策 <ul style="list-style-type: none"> ・次の算式により算定した額 (A×0.8)+(B×0.8)+(C×0.5) <ul style="list-style-type: none"> A 国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額 B 防災営農施設整備事業のため一般財源を充当した額 C 当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額 ○文化財災害復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の災害復旧に要する経費 × 0.8
大分県担当部署	市町村振興課 財政班 TEL 097-506-2418	

○災害廃棄物等処理

制度の名称	災害廃棄物等の処理
制度の種類	災害廃棄物等処理
制度の内容	<p>概要については、※別紙(P13)参照</p> <p>○災害等廃棄物処理事業費補助金：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村が実施する災害廃棄物の収集・運搬・処分費用に対して助成(国庫補助金) 補助率1/2</p> <p>○災害等廃棄物処理促進費補助金：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村が実施する災害廃棄物の収集・運搬・処分費用に対して助成(国庫補助金) (次の式による上限額あり)</p> $X=(A \times 2.5\% - B \times 0.5\%) \times 90\%$ <p style="margin-left: 20px;">X:補助金の交付限度額(ただし、千円未満切捨て)</p> <p style="margin-left: 20px;">A:補助対象経費</p> <p style="margin-left: 20px;">B:市町村標準税収入</p> <p>○特別交付税措置(P19)：国庫補助金充当後の地方負担額 × 0.8</p>
大分県担当部署	循環社会推進課 資源化推進班 TEL 097-506-3125

制度の名称	海岸への漂着物等の処理				
制度の種類	災害廃棄物処理				
制度の内容	○一般公共海岸区域 (県河川課管理分)	補助金等名	補助対象	補助率	備考
		災害等廃棄物処理事業費補助金(国庫補助金)	回収・処理費用	1/2	(災害)事業費40万円以上、(その他)漂着量150㎡以上が対象
		海岸漂着物等撤去事業(県単補助金)	回収、処理費用	1/2	産廃税活用事業
		大分県市町村海岸漂着物地域対策推進事業(国庫補助事業)	回収・処理費用	原則 7/10	国の災害復旧事業の要件に該当しないもの過疎法又は半島法対象地域 8/10、離島法対象地域 9/10
		森と海をつなぐ環境保全推進事業(県単補助金)	地区自治会、NPO等が実施する流木の撤去費用等	10/10	森林環境税活用事業
	○海岸保全区域 (県河川課管理分) (県港湾課管理分) (県農村基盤整備課管理分) (県漁港漁村整備課管理分) (市町村管理分)	補助金等名	補助対象	補助率	備考
		災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業(国庫補助金)	回収・処理費用	1/2	漂着量1,000㎡以上が対象
		海岸漂着物等撤去事業(県単補助金)	回収、処理費用	1/2	産廃税活用事業
		大分県市町村海岸漂着物地域対策推進事業(国庫補助事業)	回収・処理費用	原則 7/10	国の災害復旧事業の要件に該当しないもの過疎法又は半島法対象地域 8/10、離島法対象地域 9/10
		森と海をつなぐ環境保全推進事業(県単補助金)	地区自治会、NPO等が実施する流木の撤去費用等	10/10	森林環境税活用事業
	○その他海岸 ・漁港・港湾区域 (県港湾課管理分) (県漁港漁村整備課管理分) (市町村管理分)	補助金等名	補助対象	補助率	備考
		災害等廃棄物処理事業費補助金(国庫補助金)	回収・処理費用	1/2	(災害)事業費40万円以上、(その他)漂着量150㎡以上が対象
	大分県市町村海岸漂着物地域対策推進事業(国庫補助事業)	回収・処理費用	原則 7/10	国の災害復旧事業の要件に該当しないもの過疎法又は半島法対象地域 8/10、離島法対象地域 9/10	
○その他海岸 ・保安林 ・道路護岸 ・天然海岸 ・飛行場等	補助金等名	補助対象	補助率	備考	
	災害等廃棄物処理事業費補助金(国庫補助金)	回収・処理費用	1/2	(災害)事業費40万円以上、(その他)漂着量150㎡以上が対象	
	海岸漂着物等撤去事業(県単補助金)	回収、処理費用	1/2	産廃税活用事業	
	大分県市町村海岸漂着物地域対策推進事業(国庫補助事業)	回収・処理費用	原則 7/10	国の災害復旧事業の要件に該当しないもの過疎法又は半島法対象地域 8/10、離島法対象地域 9/10	
	森と海をつなぐ環境保全推進事業(県単補助金)	地区自治会、NPO等が実施する流木の撤去費用等	10/10	森林環境税活用事業	
大分県担当部署	循環社会推進課 資源化推進班 TEL 097-506-3126				

制度の名称	廃棄物処理施設の災害復旧
制度の種類	災害復旧
制度の内容	<p>○廃棄物処理施設災害復旧事業費(補助金)</p> <p>1 事業主体 都道府県、市町村(一部事務組合、広域連合、特別区を含む)等</p> <p>2 対象事業 災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業</p> <p>3 補助対象から除外されるもの 1施設の災害復旧事業に要する経費が実施要領に掲げる金額未満のもの等</p> <p>4 国庫補助率 通常時 1/2 阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、熊本地震 8/10 東日本大震災 8/10~9/10</p> <p>5 地方財政措置(通常時) 地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の47.5%(財政力補正により85.5%まで)について普通交付税措置</p>
大分県担当課	循環社会推進課 資源化推進班 TEL097-506-3125